

上越市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革を積極的かつ着実に推進するため、上越市行政改革推進本部（以下「行革本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 行革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上越市行政改革推進計画の推進に関すること。
- (2) 上越市行政改革推進計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 行革本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は市長が指名する副市長をもって充てる。

3 本部員は、副本部長以外の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、教育次長、総合政策部長、浦川原区総合事務所長、柿崎区総合事務所長、板倉区総合事務所長、環境部長、総務部長、財務部長、防災危機管理部長、都市整備部長、健康福祉部長、地域医療担当部長、こども・子育て部長、産業部長、文化観光部長、農林水産部長、教育部長、ガス水道局長及び会計管理者をもって充てる。

4 本部長は、行革本部の事務を総理し、行革本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 行革本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 行革本部は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 行革本部の庶務は、行政イノベーション課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行革本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年５月８日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年６月２９日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年１１月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月１５日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月２０日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１３日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。